

議案第3号

みよし市在宅介護者等介護手当支給条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、在宅の要介護高齢者を介護する者等に対して、在宅介護者等介護手当を支給するため必要があるからである。

## みよし市在宅介護者等介護手当支給条例

### (目的)

第1条 この条例は、在宅要介護高齢者を介護する者（以下「在宅介護者」という。）又は在宅要介護高齢者に対し在宅介護者等介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護者及び在宅要介護高齢者の負担の軽減を図り、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「在宅要介護高齢者」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分のいずれかに該当する者のうち、在宅で介護されている65歳以上のものをいう。

### (支給要件)

第3条 手当は、次の各号のいずれかに掲げる者に対して支給する。

(1) 引き続き1年以上市内に住所を有する在宅介護者（当該在宅介護者が介護する在宅要介護高齢者が引き続き1年以上市内に住所を有している場合に限る。）

(2) 引き続き1年以上市内に住所を有する在宅要介護高齢者

2 前項の場合において、在宅要介護高齢者が次に掲げる施設に入院、入所又は入居をした場合であって、その期間が30日未満のときは、手当を支給する。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に規定する施設

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設

(4) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設

(5) 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する施設

(6) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

(7) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(8) 法第8条第29項に規定する介護医療院

### (手当の額)

第4条 手当の額は、月額3,000円とする。

(申請及び審査)

第5条 手当の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則の定めるところにより、市長に受給資格の認定を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、受給資格の認定の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支給期間等)

第6条 手当の支給期間は、前条第2項の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が同条第1項の規定により認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

2 手当は、4月分から9月分まで及び10月分から3月分までの分を一括して支給する。ただし、手当を支給すべき事由が消滅した場合、手当の支給を停止した場合その他市長が必要と認めた場合は、随時に支給することができる。

3 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当でまだその者に支給していなかったものがあるときは、第2条の規定にかかわらず、その者の遺族又は市長が認めた者に支給する。

(譲渡及び担保の禁止)

第7条 手当の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けている者があるときは、その者に既に支給した手当に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、当該受給資格者又は当該受給資格者が在宅介護者である場合であってその者が介護する在宅要介護高齢者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、規則の定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名、電話番号又は手当の支払を受ける金融機関を変更したとき。

(2) 第3条に規定する支給要件に該当しなくなったとき。

2 受給資格者の遺族は、受給資格者が死亡したときは、規則の定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出(第1項の規定による届出にあっては、同項第2号

に該当した場合の届出に限る。)により受給資格が喪失したと認めるときは、その旨を当該届出を行った者に通知するものとする。

(報告の聴取)

第10条 市長は、受給資格者に対し定期又は随時に手当の支給に必要な報告を求めることができる。

(支給の停止)

第11条 市長は、正当な理由がなく前条の求めに応じない者については、その者が求めに応じるまでの間、手当の支給を停止することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(みよし市ねたきり老人等手当支給条例の廃止)

2 みよし市ねたきり老人等手当支給条例(平成2年三好町条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のみよし市ねたきり老人等手当支給条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく手当の支給については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき受給資格の認定を受けている者であつて、第3条に規定する支給要件に該当するものについては、第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けたものとみなす。